

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和3年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律及び条例等に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づく事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 1 被保険者の資格管理に関する申請、届出の受理及び報告 2 被保険者の証、資格証明書の交付及び返還の受理 3 被保険者の医療給付に関する申請の受理及び報告 4 保険料の賦課、収納管理、滞納管理に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム・統合宛名システム・特別徴収管理システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 1. 情報提供 項番1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 2. 情報照会 項番80、81、82 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課 税務課
②所属長の役職名	住民福祉課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8819 中之条町役場 税務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8809
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8819 中之条町役場 税務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8809

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 関本 利久	税務課長 桑原 正	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中之条町役場 住民福祉課 〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8819 中之条町役場 税務課 〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8809	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8819 中之条町役場 税務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8809	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中之条町役場 住民福祉課 〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8819 中之条町役場 税務課 〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8809	中之条町役場 住民福祉課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8819 中之条町役場 税務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話:0279-75-8809	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	後期高齢者医療システム 統合宛名システム 特別徴収管理システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 中間サーバー	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民福祉課長 山本 忠雄 税務課長 桑原 正	住民福祉課長 税務課長	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	IV リスク対策 1～9		新規	事後	様式変更に伴う新規追加
令和2年6月6日	評価の再実施				
令和2年8月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日	事後	見直しにより訂正
令和2年8月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 1. 情報提供 項番1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、 第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 2. 情報照会 項番80、81、82 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第43条	番号法第19条8号、別表第二 1. 情報提供 項番1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、 第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 2. 情報照会 項番80、81、82 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第43条	事前	法令改正による修正
令和3年8月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しにより訂正